

商品概要説明書

福島銀行

(2026年5月1日現在適用中)

1. 商品名	「SBI みらい年金」定期預金（愛称：みらい定期） 〔自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期300）〕
2. 必要な取引条件	新規のお預入れに限ります。
3. ご利用いただける方	SBI みらい年金プランを導入している法人のお客様 *SBI みらい年金プラン加入後、3か月以内に融資（私募債含む）取引開始となった場合は、当初預入金額の範囲内で、期間を3か月、6か月または1年のいずれかとし、1回に限り継続可能です。
4. 取扱店舗	全営業店（いつでもどこでも支店を除く）
5. 預入期間	3か月・6か月・1年
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	一括預入方式 ・店頭でのお預入れが可能です。 ・通帳式・証書式どちらにもお預入れ可能です。 500万円以上 1円 2,000万円
7. 払戻方法	満期日以後、一括して払戻します。
8. 利息・利率 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	3か月 … 店頭表示金利+年1.000% 6か月 … 店頭表示金利+年0.600% 1年 … 店頭表示金利+年0.350% *金利情勢により、上乗せ金利を見直す場合がございます。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算
9. 税金	・法人のお客様は、15.315%（国税）の総合課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が附加されています。 ・法人のお客様が非課税法人の場合は非課税になります。
10. 手数料	—
11. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	・満期日前の解約は、原則できません。 ・やむを得ず中途解約する場合は、以下のとおり計算します。 <解約利率計算式> ・預入日から解約日の前日までの日数および適用利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算します。ただし、解約日の普通預金の店頭表示金利を下回らないこととします。（ただし、6か月未満を除く） *6ヶ月未満：「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のいずれか低い方 *6ヶ月以上1年未満：「約定利率×50%」
12. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。

13. 金利情報の入手方法	当行ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1企業1回限りご利用いただけます。 ・自動継続は致しません。 ・ATM・インターネットバンキングによるお取扱いできません。 ・元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります。 ・本定期預金を作成されるか否かが、お客さまと当行との融資等他のお取引に影響を与えることはありません。
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：一般社団法人 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>